

# 川口市子どもの健やかな成長のための支援に関する条例（案）の 全体構成について

## 第1章 総則（第1条～第7条）

### 目的

全ての子どもが健やかに成長できるまちの実現

### 定義

子ども、保護者、子ども・子育て支援、関係施設等、市民 ※子どもの範囲は原則18歳未満とする。

### 基本理念

児童の権利に関する条約を踏まえ、全ての子どもが健やかに成長できる環境づくりを促進する。

### 責務と役割

#### 市の責務

子ども・子育て支援に関する基本的かつ総合的な施策を実施する。保護者、関係施設等、市民に対して必要な支援を行う。

#### 共通の責務

子どもが安心して生活することができる地域環境を整える。児童虐待、いじめ、体罰等の予防及び早期発見に取り組む。各々が相互に連携し、協力して子ども・子育て支援を推進する。

#### 保護者の役割

子どもが健やかに育つことができる家庭環境を整える。

#### 関係施設等の役割

子どもの成長及び発達に応じ、子どもの主体性を尊重した支援を行う。

#### 市民の役割

地域において子どもや保護者を見守り、子ども・子育て支援に関する取組に協力する。

## 第2章 子ども・子育て支援（第8条）

### 基本事項

#### 切れ目のない子育て支援

妊娠、出産、その後の子育てにおける様々な状況に応じた必要な支援を切れ目なく行い、子育てへの不安を軽減する。

#### 子どもの育ちと未来応援

子どもが「自ら育つ」ことができる環境をつくる。家庭の事情等により、本来子どもが持つべき勉強や遊びなどの機会や時間を確保できない子どもに対する支援を行う。

#### 家庭・養育環境への支援

状況に応じ、子育てなどに関する課題を抱える家庭に対する支援を行う。

#### 子どもの状態に応じた支援

障害のある子ども、日本語の習得が十分でない子ども、孤立状態にある子どもなど健やかな成長のために一定の配慮を必要とする子どもに対し必要な支援を行う。

#### 支援が必要な人への関わり

支援が必要と認められる子どもや保護者に対しては、関係者が適切に関わる。

## 第3章 施策の推進等（第9条～第13条）

子ども・子育て支援に関する施策の推進

相談支援体制の整備等

子ども等の意見の反映

啓発活動

財政上の措置

## 第4章 雑則 （第14条）

委任